都市農業振興施設整備事業の運用について

2 産労農振第 3016 号 令和 3 年 4 月 1 日

第1 趣旨

都市農業経営力強化事業実施要綱(令和3年4月1日付2産労農振第 号。以下「実施要綱」という。)及び都市農業振興施設整備事業実施要領(令和3年4月1日付2産労農振第 号。以下「実施要領」という。)に基づく都市農業振興施設整備事業は、実施要綱及び実施要領に定めるもののほか、この運用に定めるところにより実施するものとする。

第2 補助金額の上限

本事業の補助事業者である区市町の単年度における都補助金の上限額は、50,000 千円とする。

第3 補助対象施設等

1 簡易な基盤整備

実施要領別表1の事業目的及び補助対象施設等の欄の1の(7)、2の(3)、3の(4)及び4の(4)の簡易な基盤整備の例としては、次のものが挙げられる。

- (1) 土の流失を防ぐための土留工
- (2) 周囲の環境・景観に配慮したフェンス
- (3) 果樹栽培時に必要な常設の防薬シャッター
- (4) 防災兼用農業用井戸

この事業では、整備できる井戸はすべて防災兼用農業用井戸とし、施設と一体的でなければ設置できないものとする。

さらに、防災兼用農業用井戸を設置する場合には、非常用電源等を確保するとともに、 当該区市町と、災害時の近隣住民への支援、災害時に備えた定期的な保守点検、防災兼 用農業用井戸の看板設置等に関する協定または覚書きを取り交わさねばならない。

2 果樹の改植に必要な圃場整備

実施要領別表1の事業目的及び補助対象施設等の欄の3の(1)の果樹の改植に必要な圃場整備は、ジョイント栽培や根域制限栽培など早期成園化を図る取組に限るものとし、その例としては、次のものが挙げられる。

- (1) 旧施設、伐採木の撤去
- (2) 伐採、抜根

- (3) 圃場の整地
- 3 表示板の設置

補助事業により整備した施設等のうち、財産管理台帳に記載すべき施設等については 事業の内容等を記載した表示板を設置又は貼付するものとし、その経費も補助対象とす る。

- 4 補助の対象とする施設等のうち、次のものは対象外とする。
 - (1) トラック、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機械など
 - (2) フォークリフトなど、法定耐用年数が5年未満のもの
 - (3) 1施設、1機械、1基盤整備あたりの補助対象経費が50万円未満のもの。
 - (4)費用対効果が十分でないもの
 - (5) 施設等の更新を目的としたもの
 - (6)消耗品のみの整備をするもの
- 5 補助対象とする施設等は、新品のもの又は新設新築によるもののほか、中古のもの又は 既存施設の有効利用等の観点からみて、地域の実情に照らし、適当と認められる場合には、 増築、併設等を含むものとする。

また、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行としても差し支えない。その場合は、実施計画の中の施設整備計画を記述する場所に、「(直営)」と明記するものとする。

6 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を、本事業に切り替えて補助の 対象とすることは認めないものとする。

第4 農業振興計画等

実施要領第6の1の区市町農業振興計画等とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年 法律第65号)第6条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の他、 次のものを言う。

- (1)「東京農業振興プラン(平成29年5月)」に準じて区市町独自に策定した農業振興 プラン
- (2)農業単独での振興計画の策定が困難な区市町において策定された、産業振興計画等における農業振興に係る計画

第5 一般的基準

実施計画等の作成に必要な農地等の数値については、農林業センサス、農林水産省統計情報部統計資料によるほか、区市町独自の調査資料に基づく数字がある場合には、これによることとして差し支えない。

第6 補助金交付決定前着工届

事業の着工(機械等の発注を含む。)は、原則として補助金交付決定に基づき行うもの

とする。ただし、実施計画が認定され、かつ、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届(別記様式第1号)に実施設計書を添付して、あらかじめ、事業実施主体の長が区市町長あて届け出るものとし、提出を受けた区市町は、その必要性を検討の上、知事に届け出るものとする。

なお、補助金交付決定前着工を実施した場合は、区市町長が提出する補助金交付申請書 の備考欄に補助金交付決定前着工届の文書番号及び年月日等を記載しておくものとする。

第7 増築等に伴う手続

- 1 区市町長は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及 ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等(以下「増築等」という。)を当該施設等 の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第2号により、知事に届け出るも のとする。
- 2 区市町長は、1により届け出た増築等を実施した場合は、速やかに別記様式第2号により、知事に報告するものとする。

第8 事業の評価

1 区市町長は、実施要領第11の1に定める実施状況報告において、事業の評価事項が次のいずれかに該当するとき、事業実施主体の経営及び営農状況を把握し、地域支援チームにおいて検討するものとする。検討の結果、改善計画が必要と判断した場合は、知事に対し改善計画(別記様式第2号)を提出し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業の実施状況を報告するものとする。

ただし、相当の理由により地域支援チームが改善計画は必要ないと判断した場合は、この限りではない。

- (1) 共通目標の達成率が50%以下である場合
- (2) 共通目標の達成率が70%以下であることが2か年継続する場合
- (3) 実績が事業計画時の数値を上回らない場合(ただし、果樹の早期成園化など共通目標が計画時の数値より低い場合を除く)
- (4) その他知事が特に必要と認める場合
- 2 前号の改善計画を達成させるため、地域支援チームは当該事業実施主体への指導を行うものとする。
- 3 区市町は事業実施主体に対する地域支援チームの運営を、リーダーとして主導するものとする。

第9 事業費の構成及び内容

1 事業費の構成は、その事業内容により差異があるが、原則として別表のとおりとし、単 価及び歩掛りは、当該区市町において定める基準による等、地域の実情に即した適正な現 地実行単価により算定するものとする。また、事業又は施設の規模及び構造は、それぞれ の目的に合致するものでなければならない。

なお、設計費、積算書作成、測量試験費、登記料、各種届出費用等は事業対象経費として認めない。

2 事業費の構成内容は、次のとおりである。

(1) 工事費

工事費は、工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する費用で、直接工事費、共通仮設費及び諸経費として現場管理費、一般管理費に区分する。それぞれの内容は次のとおりである。

① 直接工事費

直接工事費は、労務費、材料費、直接経費等(その他工事の施行に直接必要な費用)であって、下記の②・③に掲げるもの以外のものとする。

② 共通仮設費

共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

	区分	内容
ア	運搬費	機材、建設機械の運搬に要する費用
イ	準備費	準備片付け、丁張り、伐開等に要する費用
ウ	事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音、振動等事業損失を 未然に防止するために要する費用
エ	安全費	交通安全整理等に要する費用
オ	役務費	材料置場、電力料金等に要する費用
カ	技術管理費	品質・出来高・工程管理に要する費用
+	営繕費	現場事務所、試験室、労務者輸送など営繕に関する 費用
ク	その他	数種目に共通的なその他の仮設費

③ 現場管理費

現場管理費は工事現場の管理をするために必要な共通仮設費以外の費用とし、次のとおりである。

労務管理費、地代、家賃、租税公課、保険料、退職金、福利厚生費、事務用品費、 交通費、通信費、補償費、雑費等

④ 一般管理費

一般管理費は、工事施工にあたり企業活動を継続運営するために必要な経費であり、次のとおりである。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代、減価償却費、試験研究償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約補償費、株配当・役員賞与など付加利益等

(2) 機械器具費

機械器具費は、機械器具の購入費、運搬費又は据付け制作等の費用とする。

(3) 工事雜費

① 工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い、直接必要とする費用であって、次の区分及び内容のとおりとする。

区分	内容
賃金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)
消耗品費	文具類、事務用消耗器具材等(現況工事出来高写真フィルム等 含む)
光熱水費	電気、ガス、水道使用料等
印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費、製本費
役務費	郵便料、電信料、電話料(架設に要する経費を含む)、運搬 費、雑役務費

② 工事雑費は、次により算出された額の範囲内とする。 工事費の 2 パーセント以内

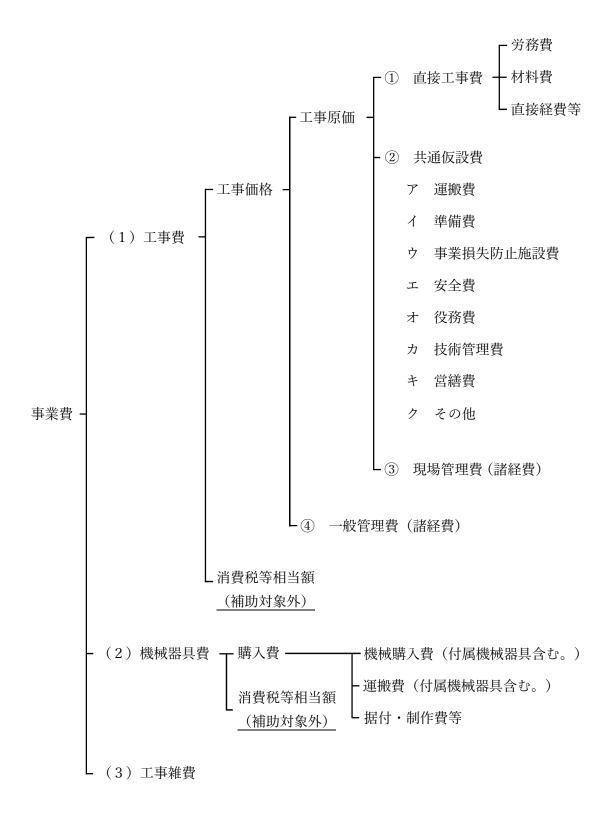
第10 その他

- 1 本事業を完了した事業実施主体のうち、3年間の効果検証を完了し、かつ、目標を達成 している者についてのみ、再度事業を実施することができるものとするが、区市町長が特 に必要と認める事業についてはこの限りでない。
- 2 事業実施主体が、導入した施設等の処分制限期間が終了する前に認定農業者を辞し、正 当な理由なく他の認定農業者にその補助関係を承継しない場合は、補助金の交付決定の 際に付した条件を満たしていないとして、交付の決定の全部若しくは一部を取り消すこ とがある。

附則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

事業費の構成



区市町長 殿

事業実施主体名 印

年度都市農業振興施設整備事業に係る補助金交付決定前着工届

年度事業に係る下記事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工 したいので届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 補助金交付申請書年月日
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。

東京都知事 殿

区市町長 印

年度都市農業振興施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築(模様替え、移転、更新等)の届出(報告)について

年度において都市農業振興施設整備事業で取得又は効用が増加した施設等を増築(模様替え、移転、更新等)について、下記のとおり届け出(報告し)ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び○○取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (6)取得年月日
- 3 増築等の概要
 - (1) 增築等
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定年月日(竣工年月日)
 - (4) 増築等の効果

[添付資料]

- (1) 図面
- (2) 写真
- (3) 財産管理台帳
- (4) 領収書等
- (5) その他知事が必要と認める書類

別記様式第3号(第8関係)

年度都市農業振興施設整備事業利用状況における改善計画書

区市町名	事業実	施主	体	
実施年度	目 標	年	度	

1 事業実績

目標	事業実施 年度 (年度)	区分	実施後 1年目	実施後2年目	実施後3年目	実施後4年目	目標年度 (年度)
	事業計画時の数値	計画					
(共通)		実績					
農業経営		達成率					
の売上 (千円)		営農 状況					
	事業計画	計画					
(選択)		実績					
目標		達成率					
(単位)	時の数値	営農 状況					

2 _	目標未達成の要因

注)達成率未達成となった要因についてその分析結果を目標毎に記載する。

実施主体の具体的改善措置等					
時期	具体的な改善措置等				
	て、目標を達成するための具体的な改善措置等について				
記入する。					
地域支援チームによる指導内					
地域支援チームによる指導内容と改善計画					
 注)地域支援チームで検討され	た指導内容と具体的な改善の計画について記入する。				
	70日寺11年6六件町なめ日の田園について記入りる。				
区市町長の所見					
[